別紙様式第三十九

根拠法規:外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁:財務省

# 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書

財務大臣(日本銀行経民		
	報告年月日:	
	報告者:	
	名 称 及 び 代表者の氏名 	
	報告者の区分(該当分に ) 1.公的部門 2.銀行(銀行勘定) 3.銀行(信託勘定)	-
	4.信託銀行(銀行勘定) 5.信託銀行(信託勘定) 6.生命保険会社 7.損害保険会社 8.投資信託委託会社又は資産運用会社 9.その他	
	所 在 地	_
	又 は 署 名	
	担当者の氏名(電話番号)	
(該当分に )	·	
自 己 分		
保護預り分	1 居住者 〈 公的部門、銀行(銀行勘定)、信託銀行(銀行勘定)、生命保険会社 損害保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社、その他 2 非居住者 < 国籍 =	$\supset$

									<u>(単位:十通貨単位)</u>
銘	柄	発行体	発	行	国	通	貨	保有残高	利回り(年率%)
		部門コート・							
1		1	1			1			

## (記入要領) 1 西暦により記入すること。

- 2「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。 3本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、居住者については投資家の 部門別(業態別)、非居住者については国籍別にそれぞれ別葉で作成すること。
- 4非居住者からの保護預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード(1公的 2銀行 3その他) を付すこと。

#### (日本工業規格A4)

「割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書」の記載要領

## 1.報告を要する者

銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社のうち、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 銀行等、金融商品取引業者又は保険会社のうち、外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別 国際金融取引勘定承認金融機関である者
- (2) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社のうち、外為令第 18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中合計額が100億円 に相当する額を超えた者
  - (注)1月から12月までの間に100億円相当額を超えた月が一度でもあれば該当。
- (3) 銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社のうち、上記 (2)に準ずる者として財務大臣が指定した者

#### 2.報告の対象

外為法に定義される証券(法第6条第1項第11号)のうち「割引の方法により発行された公債と社債」(以下、割引債という)であって、上記1.に該当する者が12月末時点で保有(自己名義で非居住者に寄託している分を含む)している非居住者発行の割引債および非居住者から保護預りしている居住者発行の割引債の残高。

ただし、発行から償還までの期間が 1 年以内(残存期間ではない)の割引債(例えば、日本政府が発行する政府短期証券、割引短期国債)は、12 月末時点で残高があっても記載を要しない。

(留意事項1)割引債とは利子の支払がなく償還期限までの利子相当額をあらかじめ額面金額から差し引いて発行する債券であり、具体的には割引金融債や割引国債等が該当する。これに対し、利付債は各利払期の利息支払を約束する利札(クーポン)が付された債券である。なお、利率がゼロ%で発行された債券(例えばワラント債、転換社債等)は、例え額面を下回る価格で発行されても、割引債には該当しないので本報告の対象外である。

(留意事項2)分離・流通している利付債(所謂ストリップス債)は元本、利札とも割引債に該当。 (留意事項3)コマーシャルペーパーは、外為法上は証券と定義されているが「公債、社債」に該 当しないので報告の対象外。

(留意事項4)12月末日に償還、譲渡された割引債は対象外。

#### 3.報告の根拠となる法令条文

- (1)報告省令第14条第6項、第14条の2第3項、第14条の3第3項(上記1.(1)に該当する者)
- (2)報告省令第22条第3項(上記1.(2)に該当する者)
- (3)報告省令第22条第4項(上記1.(3)に該当する者)

#### 4.報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先:東京都中央区日本橋本石町2-1-1日本銀行国際局国際収支統計担当60番窓口 (郵送の場合の宛先:〒103-8660日本橋郵便局私書箱30号日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先:国際収支統計担当(所得収支)03-3277-2099

## 5.報告書に計上する時期

12月末現在

### 6.報告書の提出期限

翌年1月末日(休日の場合はその前営業日まで)。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

#### 7.提出部数

1部

#### 8.記入の方法と留意点

- (1)報告年月日等は、西暦により記入すること。
- (2)報告者は、法人名称及び代表者の氏名を記入するとともに、該当する報告者の区分に丸を付す こと。
- (3)「責任者記名押印又は署名」欄は、報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規程に基づき選定)が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書の有無は問わない。また、報告者又は代理人の担当者氏名ならびに電話番号を忘れずに記入すること。
- (4)「自己分」と「保護預り分」は別葉(該当個所に丸を付す)とし、報告対象となる割引債(上記 2.参照)を銘柄毎に集計して記入すること。なお、記入欄が不足する場合は、本用紙を用いて別 葉とするか、別用紙に銘柄等の欄のみを記入し次葉として報告してもよい。
  - イ.「自己分」は非居住者が発行した割引債のうち、自らが保有している分(他の居住者に寄託している分は含まないこと)と、非居住者に自己名義で寄託している分を合計すること。ただし、報告者の区分が、3.銀行(信託勘定)と5.信託銀行(信託勘定)の場合は、投資信託分も含め全て「自己分」として報告すること。
  - 口.「保護預り分」は、居住者から保護預りしている非居住者発行の割引債と、非居住者から保護預りしている居住者発行の割引債をまず別葉としたうえで、次の内容毎にさらに別葉とすること。ただし、他の居住者に保管を再委託した割引債は報告を要しない。
    - (イ)居住者からの保護預り分(非居住者発行割引債)は、寄託している投資家が属する業態別 (該当する業態に丸を付す)とすること。
    - (ロ)非居住者からの保護預り分(居住者発行割引債)は、寄託している投資家の国籍別(報告省令別表第2に定める国又は地域名を記入)とすること。ただし、国籍は当該投資家が所在する国又は地域名を記入すること。
- (5)「銘柄」欄は、回号、記号の付記を省略して差し支えない。
- (6)「発行体部門コード」欄は、非居住者からの保護預りに係る報告分(上記(4)、口、(口)) のみ記入すること。発行体(居住者)の部門は「1.公的」、「2.銀行」、「3.その他(公的機 関ならびに銀行を除く全て)」から選択し、該当するコード番号(1、2、3)を記入すること。
- (7)「発行国」欄は、発行体の所在国又は地域名(報告省令別表2に定める国又は地域)を記入すること。なお、国際機関の国名は所在国の名前(例えば「米国」)でなく、「国際機関」と記入すること。
- (8)「通貨」欄は、額面通貨を記入すること。なお、二重通貨債券の場合には発行時の通貨を記入すること。
- (9)「保有残高」欄は、額面金額を発行通貨毎に集計し、千通貨単位(単位未満四捨五入)で記入 すること。ただし、四捨五入の結果が「0」の場合は、「銘柄」以下全項目に亘り記入を要しない。

(10)「利回り(年率%)」欄は、銘柄毎に12月末時点の利回りを適宜の方法で算出(小数点第4位以下は切り捨て、第3位まで記入)すること。なお、利回りの算出は、原則として複利によること。 参考までに以下に計算式を例示する。

<複利による計算式の例>

<単利による計算式の例>

- (注)N=当該月末から償還までの年数
- (11)記入対象が全くない場合の報告方法。
  - イ.残高を四捨五入した結果、全銘柄において「0」となる場合。

保有残高欄に「0」と記入(一箇所)して報告すること(自己分と保護預り分の区分不要)。

- 口.報告対象となる割引債の残高が全くない場合。
  - (イ) 報告省令第 21 条の規定により「証券売買契約状況報告書」(別紙様式第 14)を毎営業日提出している者は、保有残高欄に「該当なし」と記載して報告すること(自己分と保護預り分の区分不要)。
  - (口)上記に該当しない者は、報告書の提出を要しない。